

平成 26 年度

監 査 結 果 報 告

(定 期 監 査)

平成 27 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

1 監査の対象

平成 25 年度に執行された財務に関する事務について、総領支所総務室、総領支所産業建設室、総領支所市民生活室、総領診療所、教育委員会の全課及び室（教育機関含む）を対象とし、次の事務の監査を実施した。

また、監査に際し、必要に応じて、平成 24 年度以前及び平成 26 年度に執行された事務も対象とした。

課及び室名	監 査 対 象 事 務
総領支所 産業建設室	(1) 総領リストア・ステーション及び総領アースワーク河川公園指定管理業務委託事務 (2) <u>ふるさとセンター田総指定管理業務委託事務</u>
教育総務課 及び全教育室	(1) スクールバス等運行事業委託事務
生涯学習課	(1) <u>庄原市民会館指定管理業務委託事務</u> (2) <u>庄原市スポーツ少年団育成支援補助金</u>
西城教育室	(1) 地元米利用補助金（学校給食推進補助金）
東城教育室	(1) <u>東城文化ホール指定管理業務委託事務</u>
高野教育室	(1) 高野宿泊研修施設（ふるさと村高暮）指定管理委託事務 (2) 高野宿泊研修施設（ふるさと村高暮）送水ポンプ修繕工事
対象部署から 抽出	(1) 現金・前渡資金、及び金券（郵便切手類）の出納等管理状況（総領支所総務室総務係・総領支所市民生活室・総領診療所・教育総務課総務係・庄原小学校・庄原中学校）

注）下線の事務については、財政援助団体等監査の結果報告に掲載している。

2 監査の期間（事前調査を含む）

平成 26 年 5 月 20 日から平成 27 年 1 月 28 日まで

3 監査の目的及び方法等

監査対象とした課及び室の財務に関する事務が、合規性、経済性、効率性、有効性の視点から執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、対象とした課及び室から提出された関係書類を精査するとともに、関係職員からの聴取により実施した。

4 監査の結果

事務処理等は概ね適正に行われているが、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、適切な措置を講じられたい。事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

なお、財政援助団体等監査において監査対象とした団体の所管課及び室の財務に関する事務の監査結果については、財政援助団体等監査結果報告書に掲載した。

[共通事項]

(1) 文書管理について

各種事務執行の決定において、担当者（起案者）が決裁者に対して承認を得るために起案書（稟議書）等を作成し、回議する。

合議や後閲の不足、決裁日等の記載もれが見受けられた。庄原市事務決裁及び専決規則、庄原市教育委員会事務決裁及び専決規則、庄原市教育委員会に対する事務委任規則、庄原市文書管理規程に基づいた事務処理を行われたい。

(2) 検査事務について

検査調書は、請負契約等において、事業が適正に完了したことの確認資料として作成される。

作成されていなかったものや、検査員と監督員が同一職員となっている件が見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。

[総領支所産業建設室]

(1) 総領リストア・ステーション及び総領アースワーク河川公園指定管理業務委託事務について

（特記事項なし）

(2) ふるさとセンター田総指定管理業務委託事務について

（財政援助団体等監査結果報告書に記載）

[教育総務課及び全教育室]

(1) スクールバス等運行事業委託事務について

遠距離通学をする児童生徒の就学支援のための事業として、スクールバス（タクシー含む）等運行事業のほか、通学費の補助やタクシーの借上事業等がある。

旧市町単位を対象業者とした過年度実績による一者随意契約については、特に

厳格かつ慎重な対応が求められるものである。スクールバス等運行業務については、同一性があるものの、現在、契約書や仕様書、積算基準等が旧市町ごとに相違している。合併後 10 年を経過しようとしていることから、同種業務に対する一連の事務手続きについては、統一化を図られるよう検討されたい。

また、次の点が見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

ア 契約書内容（日付・条項・文言等）に誤りが見受けられた。締結時には精査されたい。（庄原・西城・比和地域分）

イ 書類確認（運転免許証、運行管理者等の届出等）の状況が見受けられなかった。また、年度終了後の事業報告書の提出が無く、運行日数による精算協議の要否確認が不明な件が見受けられた。契約書及び仕様書を遵守されたい。（庄原・西城・口和地域分）

ウ 契約書貼付の収入印紙の額に誤りが見受けられた。契約締結時に印紙税法に基づく適正な金額が貼付されているか確認されたい。（東城・口和地域分）

エ 契約変更協議に必要な運行日数であるが、口頭協議により処理していた。文書による保存が望ましいので検討されたい。

また、業者提出の報告書に運行日数の誤りがあったので、適正な検査に努められたい。（比和地域分）

[生涯学習課]

(1) 庄原市民会館指定管理業務委託事務について

（財政援助団体等監査結果報告書に記載）

(2) 庄原市スポーツ少年団育成支援補助金交付事務について

（財政援助団体等監査結果報告書に記載）

[西城教育室]

(1) 地元米利用補助金（学校給食推進補助金）交付事務について

（特記事項なし）

[東城教育室]

(1) 東城文化ホール指定管理業務委託事務について

（財政援助団体等監査結果報告書に記載）

[高野教育室]

(1) 高野宿泊研修施設（ふるさと村高暮）指定管理業務委託事務について

市と協議が必要となる修繕について、口頭協議により修繕が実施されていた。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。

また、実績報告に基づいた業務の実施状況を実地確認した際の状況等について、文書による保存が望ましいので検討されたい。

(2) 高野宿泊研修施設（ふるさと村高暮）送水ポンプ修繕工事について

（特記事項なし）

[対象部署から抽出]

(1) 現金・前渡資金、及び金券（郵便切手類）の出納等管理状況について

出納簿と保管切手類の不一致（庄原小学校・庄原中学校）のほか、確認体制の不備（総領診療所・庄原中学校）が見受けられた。

管理責任者を含めた複数人での確認体制を確立されるよう努められたい。

む す び

今回の定期監査では、総領支所3室、総領診療所、教育委員会の全課及び室の平成25年度に執行された財務に関する事務について監査を実施し、併せて関連する財政援助団体等監査を実施した。

地方自治体の契約は競争入札を原則としており、例外として随意契約がある。旧市町単位を対象業者とした過年度実績による一者随意契約については、特に厳格かつ慎重な対応が求められるものであり、安易な契約事務執行とならないよう、更なる透明性、公正性及び競争性の確保に努められたい。

最後に、監査結果については市行政組織全体における共通の課題として捉え、事務処理全般において、起案書等の回議時には、一人一人が市の公金を扱うことの重要性を認識し、確認に努めるとともに、特に所属長におかれては、監督責任を十分認識され、より適正な業務執行管理に努められたい。